

議 事 録

会議の名称	平成29年度第3回茨木市個人情報保護運営審議会
開催日時	平成29年11月27日（月）午後6時～8時10分
開催場所	茨木市役所南館3階 防災会議室
会長	岡田 春男
出席委員	今井 俊裕 岡田 春男 新野 三四子 武本 睦代 森 隆知 安尾 勝彦 【6人】 (敬称略、五十音順)
欠席者	浦野 祐美子
諮問実施機関職員	(1) 澤田生活福祉課長、井上生活福祉課保護一係長 (2) 中村法務コンプライアンス課長、 樋之津法務コンプライアンス課長代理兼コンプライアンス係長
事務局職員	中村総務部次長兼法務コンプライアンス課長、 樋之津法務コンプライアンス課長代理兼コンプライアンス係長、南
開催形態	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 / <input type="checkbox"/> 非公開
議題（案件）	(1) 目的外利用に係る意見照会について (2) 茨木市個人情報保護条例の一部改正について
配布資料	・ 議題(1) 諮問資料 ・ 議題(2) 諮問資料

開 会

事務局： 本日の委員の出席状況は7人のうち現在6人が出席であるため、茨木市個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定により会議は成立している。
この後の議事進行は、審議会規則第3条第1項により会長に依頼する。

議題1 留置施設等収容情報通知制度について

岡田会長： 本日傍聴者はいるか。

事務局： いません。

岡田会長： それでは本日の案件の審議に入る。議題（1）留置施設等収容情報通知制度について審議する。関係課に説明を求め、議題を進めていくが、その前に事務局から、今回の案件の概要について説明をお願いします。

事務局： 諮問事項は、茨木市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第7条第3項の規定に基づくセンシティブ情報の収集の可否及び第4項の規定に基づく本人以外からの個人情報の収集の可否並びに第9条第2項の規定に基づく個人情報の外部提供の可否の3点になっている。

近年、生活保護法による保護（以下「生活保護」という。）を受けている者が逮捕・勾留された場合に、収容施設での食事・医療等の提供と生活保護費の支給によるいわゆる「二重支給」が問題となっている。この「二重支給」を防ぐため、他市に先駆けて大阪市・東大阪市が大阪府警（以下「府警」という。）と協定を結び、府警本部から被保護者及び被保護者と思われる逮捕・勾留者の情報を得る『留置施設等収容情報通知制度』を利用し、一定の成果をあげた。

そこで、大阪府及び府警は、府内全域において当該制度に係る協定を締結するために、現在調整を進めており、本市生活福祉課においても、府警と協定を締結し、制度を利用したいと考えている。

制度の導入に当たっては、逮捕・勾留情報というセンシティブ情報を本人以外のものから収集することとなり、また、府警から通知のあった対象者が生活保護受給者に該当しない場合は、その旨を府警に報告するという個人情報の外部提供を行うこととなるが、本人同意や法令等の根拠等がないことから、それぞれの可否について諮問を行うものである。なお、本制度では府警との情報のやりとりを継続的に実施することから、制度の導入による個人情報の収集等について個別の案件としてではなく包括的に承認をいただきたいと考えている。事務局からの説明は以上である。

岡田会長： 次に、生活福祉課から説明をお願いします。

生活福祉課： 生活保護受給審査において、被保護者が逮捕・勾留され、留置施設等に収容された場合、被保護者は「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に定める処遇により生活費を要さないため、生活保護の変更又は停止処分を行う必要がある。しかし、逮捕・勾留中、被保護者は当該状況を福祉事務所へ申告することが困難であり、また勾留が解かれた後も被保護者からの申告がなければ福祉事務所が当該事実を把握することができない可能性が高

いことから、生活費が二重に保障される状態になることが問題となっている。

<以下諮問書及び別紙の読み上げ>

説明は以上である。審議の程よろしくお願いしたい。

岡田会長：生活福祉課の説明は終了した。何か質問、意見はあるか。

安尾委員：諮問書に収集する個人情報の項目が記載されているが、この情報だけで本当に照会が可能なのか。氏名と生年月日はあるが住所等がない中で、例えば同姓同名の方がいる場合に大丈夫なのかが一点と、対象者の範囲は「大阪府警」となっているが、では京都府警とか兵庫県警でこういうことが起こった場合は、諦める話なのか。

生活福祉課：まず収集する情報はこれで十分なのかという質問だが、確かに個人を特定するには少ない情報ではある。これはあくまでも一次情報ということで、こちらでこの生年月日、氏名と合致する被保護者がいるのか確認する訳だが、これでもって直ちにとりより、実際は担当のケースワーカーがこの情報をもとに訪問や電話連絡等を通じて、実際に逮捕の事実に至ったのかを調査し、事実と合わせて保護費の決定、変更が必要かを判断することになる。二点目の府警以外の警察で逮捕・勾留された場合については、通知制度の協定を締結していないので、警察からの情報提供はない。例えば同居者やその方が高齢者であれば関わりのある福祉関係者からの情報提供、警察からの捜査情報の照会、あるいは訪問調査、電話等により把握し、警察にこちらから照会しないといけないケースもあるが、遠方の警察で逮捕・勾留されている場合は、本人からの申告がないと、勾留が解かれた後にこちらが情報を得られないということもありえない話ではない。

安尾委員：警察組織が都道府県別に分断されているので事情はよく分かるが、府警との協定の上ではなんら問題はないと思うが、本気でやるならこれではどうかなと思う。茨木市の立場では解決できない問題だがそう思った。

森委員：諮問参考資料2(2)イで、「その旨を大阪府警に連絡する」となっているが、府警には具体的に何を連絡するのか。

生活福祉課：「A氏が被保護者ではないか」と電話で連絡が入ってきた場合、該当がなければ「その方は対象ではない」という返事をするということである。

森委員：つまり、被保護者であったときは連絡しないのか。

生活福祉課：そのとおりである。府警はこちらから対象ではないと連絡がなければ、被保護者であろうという取扱いをされるのかと。

森委員：推測のもとに動くということか。

生活福祉課：対象者であれば何も回答をしないので、こちらが連絡をしなければ、対象者とみなして捜査を進めるという認識をしている。

森委員：個人的な感覚とすれば、対象者なら対象者と言ってくれという気持ちだが、行政ではそういうものなのか。

生活福祉課：今回の協定の中で、府警は「被保護者である」という返事は求めていると

いう内容でいただいている。

森委員： 承知した。次に2(2)エのところ、当然ながらケースワーカーは「逮捕・勾留等連絡票」を紙の状態でお持ちになると思うが、諮問参考資料の4で「収集した個人情報…暗号化し、パスワードを付けた状態で生活福祉課の文書共有サーバー内で管理する」と書いてある。実際管理はどうなるのか。

生活福祉課： 電話連絡受信簿(A)については、情報取扱担当者が電子ファイルで保管するものである。担当ケースワーカーが持つ書類は逮捕・勾留等連絡票(B)で、リストの中から該当者だけを抜き出した帳票になっている。担当者に対してはこちらを紙媒体で渡すことを想定している。

森委員： 承知した。

新野委員： 素人が尋ねるが、被疑者を逮捕・勾留した時点で、本人が「私は生活保護受給者である」と申し出ることが、情報の出発点なのか。

生活福祉課： どのように取調べが進められるかということだと思われるが、通常逮捕すれば「あなたはどこの誰か」というところから警察の捜査が始まるが、その中で職業や生活費を得る方法を捜査員は尋ねると考えている。容疑者が「自分は生活保護を受給している」と申し出れば、捜査員がそれで知り得るであろう。その方が黙秘をした場合は、捜査員が職業、収入の状況等を調べて、これは生活保護を受給している可能性があるなど考えた時点で、こちらに情報が提供される可能性がある。

新野委員： 了解した。取調べの中で、取調官、警察が被保護者の該当性の有無を判断することで照会をするということか。

生活福祉課： そうである。

武本委員： 最近、認知症等で自分の意思が伝えられなかったり、悪意がなくても申告しにくくてそのままにする方も中にはいると思うが、そういった場合はやはり府警からこちらに連絡がないのか。

生活福祉課： 捜査員の方が生活保護を受けている可能性があるとは認識しなかった場合は、ご指摘のとおり、こちらに情報が通知されない可能性も否定はできない。

武本委員： 調査した結果の記録は必要かと思うが、いかがか。

生活福祉課： 大阪府とのやり取りの中で感じたことであるが、法令等に基づかない中でセンシティブ情報のやりとりを行っているので、情報の行き来を最小限にする前提で考えていると認識している。

武本委員： 了解した。

安尾委員： 生活福祉課に限った話ではないことを申し上げて非常に恐縮だが、収集後の保存方法として暗号化及び文書共有サーバーとなっており、一見とてもガードが堅いように思えるが、その運用がきちんとされているかが重要である。個人情報に関して、市共通の運用状況と各課の運用それぞれがきちんと出来ているかが関わってくると思うが、例えばアクセス権限を認めている人のIDとパスワードは誰が許可をしているのか。生活福祉課に在籍していた人が人事異動で別の課に変わった途端に、アクセス権限が切れるようになっている

のか。仕組みがあるだけでなく、運用も機能しているのかいつも気になっており、確認しておく必要があると思っている。

生活福祉課： ご指摘の件だが、全庁的なことではあるが、少なくともインターネット等を通じて外部に流出しないように保護されているということと、万が一のことがあった場合にも、暗号化されているので開けることは出来ないというのが共通のセキュリティである。内部管理に関する運用面だが、情報取扱担当者を内部で決定し、この者に対してファイルへのアクセス権、要するにパスワードを与える。当然我々管理職が、情報取扱担当者の管理を適切に行っていくことを考えている。

安尾委員： 意地悪く言うが、いくら暗号化していてもモニターの文章をそのままスクリーンショットされたり、メモを取られたりすれば流出する。退庁するときには身体検査なんかしないだろうが、そういうところまで考えるべき情報もあると思う。今回の諮問内容が当てはまるかは別にして。全体的なことを言ってしまうて申し訳ないが。

今井委員： 府警から連絡があった被保護者について、当市で生活保護を受けていると返事をするのはまずいのか。

生活福祉課： ご指摘のとおり生活保護を受給しているという回答の方が分かりやすいと考えるところはあるが、大阪府が府内共通の内容で協定書（案）を作ってきていることと、府警はあくまで情報提供することに重きを置いていると思われることから、大阪府としては該当しないことの回答のみ行うと配慮したのではないかと思われる。

今井委員： 「当市における該当者の有無は個人情報だから警察官に教えられない、ただ大阪府から通知が来たことだけは受ける」ではだめなのか。

生活福祉課： 少なくともこの協定に締結をするのであれば、被保護者でないことについては連絡しなければいけない。

今井委員： 府警と電話1本でのやりとりで秘密裏に情報をやりとりすることになるというのは、少し斜めから見すぎか。

生活福祉課： いずれにしてもこの情報で直ちに、ということではなく、勾留期間等も項目の中に入っていないため、結局照会はしないといけない。あくまでも一次情報として第一報をもらえるものと考えている。一次情報を受けて当課も事実確認をするというところと、実際の勾留期限等は正式な文書で警察とやりとりするケースがほとんどであろう。

今井委員： 勾留の期限や延長期間等尾ひれの情報もやりとりしていくのか。

生活福祉課： そこは今回の通知制度の中ではやりとりできる項目になっていないので、正式な文書のやりとりで照会回答を行っていくことになる。あくまでも今回の通知制度の中では最小限度の情報が第一報として入るということである。

森委員： 今のやりとりを聞いていてふと思ったが、通知制度の趣旨としてはいわゆる二重支給を防止するのが目的と思うが、府警としてはその人が被保護者であろうがそうでなかろうが、逮捕・勾留したときには何がしか最低限の生活を

保障する訳だ。

生活福祉課： そのとおりである。

森 委員： そう考えると、府警からまさに一方的に通知をもらうだけでその目的を達成できるのではないのか。そういう協定にしてはいけないのか、あくまでも可能性として。

生活福祉課： 茨木市としては、被保護者でないという情報を相手に通知する必要があるのかどうかということか。

森 委員： そのとおりである。こちらは、茨木市の被保護者が逮捕・勾留されたことだけが分かればいい話で、回答しなくてもいいのではないかとふと思った。

生活福祉課： なるほど。茨木市の立場だけから見れば、いわばもらった情報というのは直ちに破棄をする訳で、情報が蓄積していく訳ではないというところで。

森 委員： しかも大阪府にその情報を返す必要はない訳だが。

生活福祉課： これは我々の立場だけで見れば、十分に理解できる内容ではある。一方で府警の立場という、やはりセンシティブ情報なので発信を最低限にしておきたいというところは十分あるかと思われる。

森 委員： 府警としては確かに最低限の情報だけ発信する訳だが、市からの返答は該当の有無が判明するものであるから、府警は本当は必要と思っているかもしれないけれども、言わば不要な情報がやってくる可能性がある。回答の有無や内容に係わらず、府警は「この人は被保護者だ、被保護者でないんだ」と持たなくてもいい情報を持つ訳である。ということは、もしかしたら不要なセンシティブな情報を府警に出すことになるのではないのかと思っている。

生活福祉課： 府警が、我々が返答した生活保護該当者でないという情報をどう取り扱われるのか残念ながら了知していないが、事務をする立場から言えば、被保護者でなければ、破棄をするかどうかということか。

森 委員： 被保護者でなくても回答しないという選択肢を取っても、二重支給についての防止ができるのではないのかという趣旨である。

生活福祉課： 我々が情報をもらい、被保護者ではないと返さなかったからといって、ご指摘のとおり二重支給を防ぐという趣旨を損なうことはないと思っている。

森 委員： だからこそ、「府警は本当に被保護者に該当しないという情報があるのか」というのは、実はもっとちゃんと詰めないといけないと思う。

生活福祉課： 元々一次的に連絡をやりとりするという話であり、その後捜査関係事項照会書が来るとか、我々から生活保護法の第 29 条に基づいて照会を行う等で詳しい内容が明らかになっていく。府警が「報告を受けていない、受けている」という情報をどのように活用されるかというのは、こちらでは把握はしていないのは確かだ。ただし、こちらが答える内容というのは、府警から照会書が来ることになれば、回答する情報である。

森 委員： 現実問題としては仕方ないのかもしれないが、なぜこんな中途半端なことになっているのだろうというのが、はっきり言って率直な感想というか。

岡田会長： 協定書（案）になっているが、まだ確定していないのか。

- 生活福祉課： 内容はこの案でいくと、大阪府と府警の間で合意している。大阪府としても、個別の市によって協定書の内容を変えることは今のところ想定していないと聞いている。したがって、今回諮った案が実際協定を結ぶときに変わるということはないと考えている。
- 岡田会長： 協定書（案）の第6の2が問題になっているのであろう。被保護者に該当しないことが判明した場合は、茨木市は個人情報を廃棄し、警察に情報は廃棄したと連絡をする。行政文書の開示請求の場合に、行政文書の存否を答えるだけで個人情報を公にすることと同じ効果が認められる場合には、行政文書の存否を明らかにせずに「はい」と言って「お引き取り願います」という措置の仕方を、条例でもそうになっているが、個人情報廃棄行為その旨を連絡するということになる、警察にはその人が生活保護の被保護者に該当しないという情報を「該当しない」と文書できちんと報告しなくても、提供を受けた個人情報を廃棄し「個人情報を廃棄した」と報告することで、被保護者に該当しないという情報を漏らしたことになるから。そのため、森委員や安尾委員からご指摘のとおり、もらった情報は当方で処理して、警察に報告する必要はないのではないかと。
- 森委員： そのとおりである。
- 岡田会長： 第6の2の「甲にその旨連絡するものとする」とあるのは、取ってもいいのではないかと思う。
- 今井委員： その方がクリアだが、府警が納得するかという問題がある。
- 森委員： 大阪市は既にこれでして、それをひな型にして府下の市全部が行うと。
- 安尾委員： 連絡を受けた後、その情報によって府警が何かアクションを起こすのか。何もアクションを起こさない情報ならば、何ら要らないだろう。
- 生活福祉課： 回答しなければ、府警は被保護者であると捉えるため、改めて照会文書をかけてくるのではないかと考える。その時に協定では、被保護者でない旨回答していればその照会文書は要らないが、我々は「この人は非該当だ」ということを正式な文書で返すということになる。
- 岡田会長： 担当課の説明はよく分かるが、茨木市は警察から被保護者に支給があると知れば、支給を止めることができる。しかし警察は、茨木市から保護費を支給されているから逮捕・勾留している人に対して支給しないという訳にはいかないだろう。こちらから該当する該当しないということによって、警察が同じような利便を被保護者に与えることは止めにすることは出来ない。だから、報告する必要はないのではないかと私は個人的に思っている。
- 武本委員： 私も先生方のご指摘のとおり、警察はこの情報は必要ないのではないかと思う。生活保護費を出す各市は、情報によってストップ出来るから必要な情報であって。逆に言えば「この人は生活保護を受けていた」ということが分かると、該当者に関して何かするときにも「この人は生活保護受給者である」ということが、少しは頭に入るのではないかと思ったりする、捜査段階で。逆に言えば、府警にとって不要な情報ではないかと私は思っている。

- 安尾委員： 加えて、受け取ったからにはそれを保存するのか廃棄するのかという事務作業が府警に発生するが、民間企業からすれば無駄なことである。
- 岡田会長： 電話で報告を受けるんだっただか、警察署から。
- 生活福祉課： そのとおりである。
- 岡田会長： ということは連絡する場合も電話でいいという風に考えられる訳か。
- 生活福祉課： これは文書ではなく電話連絡を想定をしている。
- 岡田会長： そうすると安尾委員のご指摘の心配は多少なくなるか。
- 生活福祉課： 基本的に本人が生活保護受給しているしていないにも関わらず、取調べの中で「この方が誰かを明らかにする」というときに、収入の状況とか生活状況は、警察は必ず調べる。警察が我々の提供する情報を何に使っているのかは、実際よく分からないところもあるが、ただ必ずそういう問合せが法律に基づいて行われるので、警察にとって必要な情報という理解をしている。
- 森委員： こういう言い方がいいのかどうか不明だが、業務の効率化でこのパターンにしておく、正式な問合せをしなくて済むので、仕事をしている人達にとっては幸せな話だ。だが個人情報を適切に守るということを考えるのであれば、だからこそ面倒な手続を経ないと情報を得られないから、正式な手続をきちんとしてくれということが、個人情報を守るということに当てはまるのかなど。だから電話で受けたら、被保護者だろうが被保護者でなかろうが「こちらで適切に対応します」と言って、切ってしまう方がいいと思うのだが。ただ、茨木市だけ他の市と違う対応が出来るのかどうか。大阪府との関係もあるだろうから。絶対に反対という訳ではないが、疑義があるのは確かだと思う。大阪市の審議会ではどうしたのか疑問がある。
- 岡田会長： ちょっと話はずれるが、基本的に生活保護を受けるということは恥ずかしいことで、生活保護を受けていないということは恥ずかしくない、むしろ誉れだという考え方が、第6の規定の中に潜んでいるのではないかと。だから被保護者に該当しないことは一般的に知られたって、個人情報としてそれが広められたときに、当該個人が不利益を被るときとか恥ずかしくなるとかいう質の情報ではないからということで、軽く考えているのではないか。個人情報が当の本人にとって名誉不名誉無関係に、個人情報は保護されるべきだという視点から立つと、該当しないということを警察に軽々に報告してもいいという結論には、私はならないと思っている。
- 森委員： 被保護者でないことを返事するという事は、返事が無ければ保護者だということが分かってしまうという。
- 生活福祉課： 我々としては「生活保護を受給している事実を提供していないから、個人情報の提供に当たらないんだ」という考えではなく、生活保護を受けていないということは、その名誉不名誉に関わらず個人情報であり、外部提供に当たるだろうと今回審議を諮った。
- 岡田会長： 要するに第6の2の「甲にその旨連絡するものとする」ということが個人情報の外部提供との関連において問題があるかも分からないというので、当審

議会に意見を聞きたいという主旨で諮ったということか。

生活福祉課： ご指摘のとおりである。協定書の通知内容等も指摘のあったような内容であるならば誰の目にも明らかだと思うが、このような書きぶりになっており、内容的には個人情報の提供に当たると考えているので、これはやはりこちらでも確認をした上で、この協定の締結の可否を判断すべき事項であると。

岡田会長： だからこの協定書、収集の部分と提供の場合とに分けて、収集についてはほぼ異論はないが、提供という報告するということ所で多少問題があるのではないかということはこの審議会は問題にしているという風に考えていいか。

今井委員： 本人が警察で身柄を拘束され、取調べ・誘導等がある中で、「実は生活保護を受けているんだ」と供述があったから、こういうことになったと。「本人から我々に『私は受けているんだ』と言ったからだ。我々は別に個人情報は暴きにかかっていない」と警察は言う。本人の供述に基づいて、関係自治体に電話で「そちらの住民をこちらで預かっている、生活保護受けていると本人が言っている、後はそちらで資料をよろしく」と言う、その情報は自治体にとって生活保護費を止められるから旨味であると。ただ逮捕・勾留者が当市の住民で生活保護を受けているときは何も言わない、受けていないときは「その方は当市では受けていない」という返事をすると、実際に受けているか受けていないか二択で返事したことと同じになると思うが。

それと、大阪府がなぜ間に噛んでいるのかがよく分からない。府警と各自治体間の話であり、府警からこの話を持ち掛けてくるのも解せない。各自治体がどこも財政難で、生活保護制度も予算の中でやっているものの、何とか不正受給は根絶したいということで、逮捕・勾留されている被保護者に1円でも必要な税金が流れていくのを停止したいと司法機関に照会をするのは分かるが、今回のように府警から各自治体の生活保護の予算を削ることが可能だとか、また二重取りになると後日また償還請求や不利益処分を受ける可能性があるから、今のうちに支給停止してあげるのが実は被保護者本人のために繋がるというのは、どうか。全体の構図として大阪府がなぜ入っているのかもよく分からないが、府が調整役に入らないとこの図式が成り立たないのだろうか。府警が各自治体の予算を慮った、こういう形での協定書を持ち掛けている形にするのはおかしいので、大阪府が各自治体に対しての調整役を買ってでて、各市町村と大府警と円満に協定を結ぶように調整しているのか。

生活福祉課： 大阪府自身は広域調整をしている立場でもあるが、一方で郡部の福祉事務所も持っているので、町村等の生活保護の事務を執り行っている。また先ほど被保護者ではないと回答するのは表裏一体であるという話だったが、照会の該当者がそもそも茨木市に住んでいるのかどうかも含めて、該当者がいないという返し方になる。したがって、必ずしも茨木市に住んでいることを含めて回答しているという訳でもない。少なくとも茨木市の被保護者ではないというところまでであって、そもそも本人が茨木市に住んでいるのか住んでいないのか、そういう人物がいるのかいないのかということも含めて、答えてい

ないところは補足をする。

- 岡田会長： 「その旨連絡をする」の「その旨」を、そんなに限定的に考えていいのか。
- 生活福祉課： 茨木市で生活保護を受けていないということを報告することと考えている。
- 森委員： 私が府警側の立場に立った時に、変な情報が欲しいという意図ではなく、「速やかに甲から提供を受けた個人情報を破棄したことを連絡する」というのはすなわち、情報を提供したが、実は向こうにとって不要な情報だから破棄されている、大丈夫だということを担保したいためなのかなと。
- 生活福祉課： 素直に読めば我々もそう理解した。個人情報の最低限のものをそのままやり取りするという趣旨は先ほど言ったとおりであるが、当然その市町村に関係ない情報を提供するのは、当然個人情報の取り扱いとしてよくない訳で。
- 森委員： もし本当にその趣旨であれば、該当者であろうが該当者でなかろうが、「適切にこちらで情報は処理する」というだけでも大丈夫ではないのか。
- 岡田会長： 森委員の指摘はよく分かるが、第6の2のところに「該当しないことが判明した場合」と限定している。該当しないことが判明した場合、該当すると判明した場合の両方とも「府警本部から受けた情報はもう廃棄した」と結果報告を連絡するという風に理解すれば、森委員の考え方に一致するのではないかと思っている。そういう主旨で第6の2が書かれた訳でもないのか。被保護者に該当する場合は警察から出た情報と茨木市が元々持っている情報とは一致するのだから、それでいいのではないか。
- 生活福祉課： 最初に読んだときにはそのように理解した。ただし先ほどの話ではないが、この文書だけを見ると、個人情報の提供に当たるのかどうかについては審議にかけておくべきであろうと審議会に諮った。
- 武本委員： 素人として読んだ場合に、岡田会長が言われたようにしか文言は取れない。
- 岡田会長： 最初に私が言っていた森委員のご指摘のとおりか。
- 武本委員： どうしてもこのところが引っかかる。どちらにしても廃棄したと言う方がすっきりすると思うが。個人情報の外部提供という意味合いから考えると。
- 森委員： 取扱要領（案）7の取り扱いの(4)を見ると、該当した場合でも破棄するという取り扱いになっているが、諮問参考資料では「収集後の保存方法は文書共有サーバー内に保管する」で終わっている。該当しない場合は破棄するとなっているので、一旦会長が整理した形でいくと、該当してもどこかの時点で破棄するんだと。取扱要領（案）では破棄することとなっており、その他個々の文書も業務が終了後、サーバーから本当に破棄されるかどうかは実務の問題かと思うが、破棄までしておかないと、会長が整理された内容で理解すると齟齬が出てしまうと思っている。
- 安尾委員： 協定書の「甲にその旨連絡する」という文言の「その」という表現が、非常に幅のあるような。
- 森委員： 破棄したことだけなのか、もっと違うことなのか。
- 岡田会長： さて、審議会として意見を統一したいと思うが、諮問担当課に質問があれば、今のうちにお問い合わせする。

森委員：細かいことだが、逮捕・勾留等通知一覧表と諮問書の「かな氏名」の表記を統一した方がよいのではないか。

生活福祉課：了解した。

岡田会長：他に諮問担当課に質問がなければ、担当課の方には退出していただくことになるが、よろしいか。

各委員：＜異議なし＞

＜質疑応答終了／生活福祉課 退室＞

岡田会長：本件議題の諮問について、どのように答申すべきか、審議会の意見を統一したいと思う。各委員の意見を聞きたい。

森委員：大筋としてはいいかと思うが、議題になったところがある意味何とでもとれるところがちょっと、気になると言えれば気になる。

事務局：外部提供の部分にかかる補足説明だが、該当がなければ直ちに市で情報を廃棄して「廃棄した」と連絡をするが、それを受けた府警の方では廃棄の連絡を受けた場合、その者にかかる記載は取り消し線で削除するという事務は行うとのことである。府の方でも台帳のようなものを作成しているので。

安尾委員：そういう時はいつまでに返事をくれというような期限は来ているのか。

事務局：今見ている資料の範囲では特に来ていないようである。

安尾委員：効率の悪い話だ。

事務局：市としては生活保護を受けていない人が逮捕・勾留されたという本来もらうべき情報ではないので、速やかに廃棄する必要があると思うが、府の方でも同様にリストの中に入っているそのものに関する情報は取り消し線で消すとなっているので、情報そのものが消去できる訳ではないが、その旨は記載することがフロー図の中に書いてあった。

岡田会長：被保護者に該当するかしないかということは、その提供を受けた個人情報情報を廃棄し、その旨を報告するというので、その人が生活保護受給者であったか受給者でないことは自動的に分かるな。

事務局：そのとおりである。

岡田会長：だが、そういった自動的に分かる情報については文書としては削除するということになるから、受けた時点でははっきりした情報だが、その報告を受けたことによって取得した情報を警察は文書としては残さないということか。

事務局：そのとおりである。

新野委員：被保護者に該当しないというのは、茨木市において受給者でないということか。

事務局：そのとおりである。他市で受けている可能性はあると思う。

新野委員：その当人が受給している可能性のある場所全部に照会をすることになるのか、警察としては。

事務局：そう思われる。

岡田会長：協定を結んだ市町だけに報告するのか。

事務局：そのとおりである。

- 岡田会長： 個人情報警察署に外部提供をすることになるが、警察で情報の削除がきちり行われるということであれば、実害が発生するおそれがないということで、協定書を締結すること自体についてはよしとするか。皆さんの意見をお聞きしたい。注意事項はつけるか。
- 森委員： 単に私が細かいことを気になっているだけだが、協定書（案）の第7で「乙はこの協定書の規定に基づき取得した個人情報については、条例の規定に基づいて適切に管理する」と書いてあるが、では甲である府警はどうなのかと。それは大丈夫か。
- 岡田会長： 協定書にはなくても、今事務局が言ったように削除することになっている。また、該当する場合は削除しないだろう。
- 事務局： そのとおりである。該当する場合も含めて「電話連絡送信簿」というものを府警で作成し、送信した記録を残して、該当しなければそこを取り消し線で消して、その資料自体はロッカーで1年間管理という風にはなっている。ただその内容は協定書には出てきていない。
- 森委員： 乙側には明示的に個人情報を保護条例に基づいてと書いてあるのに、なぜ甲である府警は書いていないのかとちょっと気になった。
- 事務局： 府警は情報を提供する側という意識があると思う。
- 岡田会長： それはそうであろう。
- 事務局： 最終的に生活保護の有無は回答をもらうが。
- 岡田会長： おそらく頭になかったのだろう。
- 森委員： 頭になかったか、あったのということか。認識としては府警（甲）は情報提供側なので、書いていないんだと。了解した。
- 岡田会長： 協定を結ぶということについては別に構わない。問題は、個別の案件で出てきたときに、条例第7条第4項第8号で情報を収集することになるのか。
- 事務局： そのとおりである。
- 岡田会長： 協定書に基づき警察から情報を受けて、協定書（案）の第6の2で個人情報を廃棄した旨報告をすることについて、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。案件が出てくる都度審議会に諮るのは大変だからと、協定書（案）を結ぶことについての意見と、審議会に今後諮らなくてもいいかという意見を求めているということか。
- 事務局： はい。
- 岡田会長： 第7条の第5項で、審議会への諮問は絶対的ではないと規定を置いていることに鑑みて、この協定書（案）に基づき情報収集することについては、審議会から意見を受けて個別的な案件で審議会にかける必要はないという包括承認を行うのはいかがか。意見がなければ、この結論については審議会の見解として、決まりきった案件のケースだから一つ一つ審議会に諮ることはなくて、ただ実施機関等で独断と偏見で事務が行われることを危惧して半年に1度か年に1度程度報告義務を付加することで、包括的に意見を聞いてよいという状態を示したという形にしてよいか。

各委員： <異議なし>

岡田会長： 他に意見がなければ、委員会としての意見を統一する。本件議題については、逮捕・勾留情報の収集については、市民の福祉の向上のため特に必要がある場合であって、かつ、職務の遂行にとって欠くことができないと実施機関が認めること、また個人情報の本人以外収集及び外部提供については、公益上の必要その他当該保有個人情報を利用することについて合理的な理由があり、かつ、当該利用によって本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがないと実施機関が認めることに異議はないか。

各委員： <異議なし>

岡田会長： 異議なしと認め、次の議題に移る。

議題2 茨木市個人情報保護条例の一部改正について

岡田会長： 次に、議題（2）茨木市個人情報保護条例の一部改正について、担当課である事務局から説明をお願いする。

<諮問書及び別紙の読み上げ>

事務局： 議題（2）茨木市個人情報保護条例の一部改正に関する説明をする。当案件は条例第52条第2項の規定に基づき、審査会に諮問するものである。条例の一部改正についてだが、資料として手元に諮問書、一部改正（案）の概要（別紙1）、条例現行兼新旧対照（案）（別紙2）、これが具体的な条例の改正内容を見え消しで示したものになる。あとは参考資料として、「総務省で作成されている個人情報保護条例の見直し等について」（参考資料1）と、国の法令の規定の抜粋（参考資料2及び参考資料3）を配布した。今回の条例改正は個人情報の保護を図りつつパーソナルデータの利活用を推進することを目的に、個人情報の保護に関する基本理念と民間事業者における個人情報の取扱いについて定めた「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）の改正が行われ、またこれを踏まえて国の行政機関における個人情報の取扱いについて定めた「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下「行政機関個人情報保護法」という。）も改正が行われたことを受け、本市条例についても改正を予定しているものである。行政機関個人情報保護法の改正の概要は参考資料1の3ページになるが、改正内容は大きく三点ある。一点目は個人情報の定義の明確化、二点目は要配慮個人情報の取扱いの規定、三点目は非識別加工情報制度の導入となっている。まず一点目の個人情報の定義の明確化だが、これは個人情報に指紋や年金番号等政令で定める個人識別符号が含まれることが明確化されたものになる。従来から指紋や旅券番号等といった情報は個人が識別できる情報に該当するものと解釈されていて個人情報として取り扱われてきたが、法解釈のあいまいさ等があったため、個人情報該当性の判断を容易にかつ客観的にするために法改正が行われた。次に二点目の要配慮個人情報の取扱いの規定だが、これは人種、信条、病歴等、本人に対する不当な差別や偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報が要配慮個人情報として

新たに定義づけされたものである。国の行政機関における要配慮個人情報の取扱いについてはその情報を保有する際には、あらかじめ総務大臣に通知し、保有している個人情報に要配慮個人情報が含まれている旨を個人情報ファイル簿に記載することが今回の法改正で規定された。三点目の非識別加工情報制度の導入について、特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工したものが「非識別加工情報」と呼ばれているが、これを民間事業者の提案を受けて利用契約を締結した上で、事業者に対して作成、提供する仕組みの導入になる。

これらの改正は今年の5月30日から施行されており、地方公共団体においても法改正の趣旨を踏まえて、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施するため、条例の見直しを検討するよう求められていることから、本市条例についても改正について検討し、一部改正（案）を作成した。具体的な改正の概要だが、まず2(1)の個人情報の定義の明確化だが、これは本市条例においても定義の明確化を図るために、法律と同様の改正を行うこととしている。具体的な規定については、別紙2で見え消しで現行の条例を修正しているものになり、第2条第1号の個人情報の定義を改正している。文案については国の法律と同じ文言になっている。個人識別符号の定義についてはその符号によって特定の個人を識別できるかどうかの判断は国と市とで異なることはないと考えられるので、行政機関個人情報保護法の定義を引用する形で規定している。国においてどのようなものが個人識別符号として定義されているかについては、参考資料2になる。行政機関個人情報保護法における個人識別符号の定義の抜粋を記載している。かなり分量が多いが、個人識別符号として国で定義されているので、本市においてもこれらの情報を個人識別符号として取り扱おうと考えている。なお先ほども言ったが、これらの情報についてはこれまでも特定の個人を識別することができる情報として取り扱ってきたものなので、今回それが明確化されたということで、運用上、特にこれまでと変わるところはないかと考えている。

続いて、二番目の要配慮個人情報に関する規定の整備だが、本人に対する不当な差別や偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を明確にする必要性は本市においても変わるところがないと考えているので、法律と同様に要配慮個人情報の定義を新たに加えることとしている。具体的な規定については、別紙2の現行兼新旧対照表の第2条第2号になる。内容は国の行政機関個人情報保護法の規定と同じ内容になっている。国でどういった内容が要配慮個人情報として規定されているかは、参考資料3で行政機関個人情報保護法における要配慮個人情報の定義の抜粋を記載している。条例の文言の中で、「その取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる」ということで一部規則に委任しているが、この規則で定める内容についても国の政令、省令等と同内容とする予定にしている。次にこの要配慮個人情報をどのように取扱うかという部分だが、行政機関個人情

報保護法においては自己に関する要配慮個人情報がどのように利用されているかを本人が認識できるように、利用している個人情報に要配慮個人情報が含まれているときは公表されている個人情報ファイル簿にその旨を記載するよう定められている。国の行政機関においては個人情報の保有状況をファイル単位、つまりデータベース単位で管理し、個人情報ファイル簿を作成・公表しているが、本市ではご存知のとおり、事務単位で個人情報の取扱状況を管理し、個人情報取扱事務目録を作成・公表をしているという違いがある。法改正の趣旨を踏まえ、本市においても収集等を行う個人情報に要配慮個人情報が含まれている場合についてはその旨を個人情報取扱事務目録に記載することとしている。具体的な内容については別紙2の第6条に告示事項を掲げているが、この中に「要配慮個人情報が含まれるときはその旨を記載するもの」という規定を追加している。

続いて、収集の制限について、条例においてはこれまで個人の人格に深く関わるような思想、信条、人種、犯罪歴等といった機微な情報、いわゆるセンシティブ情報についてはその収集を原則禁止していた。例外的に法令等に定めがあるとき、または個人情報保護運営審議会に意見を聞いて市民の福祉の向上のため特に必要である場合にあって、かつ、職務の遂行にとって欠くことができないと認めたときに限り、収集できるとしていた。この規定について具体的な内容は現行兼新旧対照の第7条第3項に記載している。この収集制限という取扱いについては、国における保護の範囲を超えるもので、国の法律にはこのような規定がない。そのため、この収集制限の対象とする個人情報の範囲については、各地方公共団体において地方の特性に応じて適切に判断する必要があるという風に国から示されている。本市においてこの収集制限の対象をどうするかということだが、今回新たに要配慮個人情報という情報の定義がなされたことから、その定義とセンシティブ情報として収集を制限する個人情報の範囲が異なるものとする、つまり取扱いに配慮を要する情報として二つの基準を持つことは合理的な説明も難しく、制度も複雑化すると考えて、この収集制限の対象についても要配慮個人情報ということにして、条例内での統一を図ることとしている。この改正案が第7条第3項の規定だが、これまで思想、信条、宗教に関する個人情報と社会的差別の原因のおそれのある個人情報を収集制限の対象としていたが、この対象を要配慮個人情報とすることを予定している。この改正によって収集制限の対象となる個人情報の範囲がどのように変わるかだが、参考資料3の行政機関個人情報保護法における要配慮個人情報の定義になる。この網掛けになっている部分が、今回の改正に伴って新たに収集制限の対象になると考えられる項目になる。例えば病歴とか犯罪により害を被った事実とか、政令で定められている心身の機能の障害があること、健康診断の結果等が今回の改正によって新たに収集制限の対象になるので、おおむね範囲は拡大することになると考えている。これによって新たに個人情報の収集を行う際には当審査会に諮問

を実施する案件が増加する可能性があると考えているので、その点について理解と協力をお願いしたい。

次にこの要配慮個人情報の定義を加えたことに伴う改正で、事業者の責務規定についても改正を予定している。これまで事業者の責務としてセンシティブ情報については、特に慎重に取り扱うよう努めなければならないという旨を条例で規定していた。これが条例の第13条に規定されている。今回の法改正に伴い、事業者における個人情報の取扱いについて定めた個人情報保護法の中でも要配慮個人情報の定義が新設され、その取扱いが具体的に定められている。原則本人の同意を得て取得することや第三者提供の特例、いわゆるオプトアウトの禁止等具体的に取扱いについて定められたことを受け、条例における規定も改正する予定にしている。改正の方向性としては、一般的な事業者の責務としての定めは維持しつつ、その対象を要配慮個人情報に変更することで法律や条例内の他の規定との整合を図ることとしている。

続いて三番目の外部提供の変更について、今回の法改正には直接関係するものではないが、行政機関個人情報保護法と本市の条例との規定が異なっており、より適正かつ効率的な事務執行を図るために見直しを行いたいと考えている。条例における外部提供の定義は当該実施機関以外の者への情報提供となっており、事務の目的内で情報提供する場合も、外部提供として制限の対象となっている。一方、法律では「利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供してはならない」と規定されていることから、利用目的の範囲内で個人情報を外部に提供することは制限されていないこととなっている。これは第9条の改正（案）を見てもらうと分かるかと思うが、「利用目的以外の目的のため」の文言が国と市で異なっており、市は「内部における利用」にしか「利用目的以外の目的のために」というのがかからないため、外部提供については目的の内外を問わず全て外部提供に当たり、2項で定める条件に該当するときに所定の手続を踏んで初めて可能となっている。したがって、本市の基準に照らすと、例えば市からサービスを受けている市民が市外へ転居した場合に他市に引継ぎを行う際とか、市税の徴収について他市と調整をする場合など、事務の執行に必要な情報についても外部提供に当たることとなり一定の事務手続が必要になることから、より円滑に事務を行うことができるよう、行政機関個人情報保護法の規定と今回改正の際に合わせたいと考えている。なおその改正を行った場合、目的の範囲内であれば情報を外に出すことが担当課の判断で可能となるので、目的の範囲内の解釈によって提供される個人情報の範囲が拡大されるおそれがあることから、そのおそれを防ぐために、目的の範囲内で個人情報の提供を行う場合は、あらかじめ告示の内容である個人情報取扱事務の目的の中に情報の提供を行う旨と提供先を記載することにより、事前に情報提供の範囲を明確にしておくようなことで運用していきたいと考えている。

条例の改正の概要については以上である。非識別加工情報制度の導入だが、

国では既に制度は導入されているが、地方公共団体におけるこの制度の導入について、国で立法措置を行うかどうかという可能性が現在検討されている。また非識別加工情報を作成する技術的な面で地方公共団体には負担が大きいのではないかという意見が出ており、地方公共団体が共同で非識別加工情報の作成を委託することができる機関の設置等も国で検討されていることから、今回の条例改正には含めていない。制度の導入については今後国や他団体の動向を見ながら引き続き検討していきたいと考えている。

続いて、条例改正の施行期日だが、平成30年4月1日を予定している。なお収集制限の対象を現行のセンシティブ情報から要配慮個人情報に改める改正については、新たに収集等を開始する場合、事前に当審査会の諮問が必要となる場合もあり、また既存の事務についてもこれまで対象となっていなかった病歴等の情報を収集しているものについては、法令等に根拠がない場合は改めて当審査会の諮問が必要になると考えているので、条例の公布後、これらの事務に要する時間を考慮し、施行期日を平成30年10月1日にしたいと考えている。

最後に、今後のスケジュールだが、審議会の答申後、1月にパブリックコメントを実施し、3月議会に条例改正の議案を提出したいと考えている。駆け足になったが、説明は以上である。審議の程よろしく願いたい。

岡田会長： 法務コンプライアンス課の説明は終了した。何か質問、意見はあるか。

安尾委員： まず個人識別符号の件だが、国で定義されている訳だが、こういうのが各自自治体でバラバラでは困るので、統一されていなければならない。自治体においては国を準用するようにしないと、ここに出ているような項目はITの進展とともに毎年増えてくるだろう。増えたときにいちいち市のルールを変えるのも難しい。例えば本則の中には書かずに附則におき、変化があればそこだけ変えるというのが出来るのかどうかよく分からないが、そういうことにしないと毎年のように増えていくのではと懸念している。それからもう一つは要配慮個人情報の定義とあるが、例えば思想、信条みたいなことが特に対象になる訳だが、例えばそれを類推できるような情報、例えば茨木市立図書館で借りた本、今これを借りているとか、過去に借りている本で、その人の思想とか信条とかが類推できるみたいな、そういうような情報があると思うが、その情報はどんな風に取り扱っているのか。そういうことを考える余地があるかなという風に思っている。

事務局： 一点目の個人識別符号の定義だが、ご指摘のとおり、国でもおそらくこの内容は随時見直しがあると思う。国から条例を改正するにあたって参考にするようにと、改正例が示されている。その中でも個人識別符号の定義については、国の法律を引用する形の改正内容が案として示されているので、本市においても同じようにその法律を引用している。二点目の要配慮個人情報の定義だが、今までは割と収集制限の対象の規定自体が、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報という形で少し緩くはなっているが、今回国は項目

を列挙して対象になると示しているが、先ほど言われたようなものであれば、一般的に見てその情報が信条を明らかにするような情報になるということであれば、要配慮個人情報として取り扱うことになると考えている。

岡田会長： 個人識別符号と言っていたが、あれは私は最初に考えたのちょっと違っていた。文書の中の名前等は個人識別事項を言って、個人識別事項を取り除いた部分の個人情報については、当該個人が識別されないから情報公開の対象になると。だけど個人識別事項を含んだ状態においては、当該情報はまさしく個人情報だから公開できないと。そこで個人識別事項を除いた加工情報として、個人情報も公開されるというシステムになっているから。ここで個人識別符号と出てきたときに、そういう趣旨のことかと思ったら違うようだ。定義によると、指紋や年金番号、パスポートナンバーが限定されている。

事務局： ただ国の解釈とか説明の資料ではここに列記されていないもの、例えば社員番号は今のところ入っていない。今後追加されるかもしれないが。そういったものについても個人を識別することができる情報に含まれると解釈して、個人情報として取り扱うことができる旨の説明がある。

岡田会長： 条例で姓名、生年月日、その他個人が識別できる、という規定になっていると思うが、指紋等もその他の中に含まれると考えられていたのではないか。

事務局： そのとおりである。

岡田会長： それを、今度国の方できちんと個人識別符号として定義づけして、説明概念として便利だから、個人識別符号という特別な定義を作った訳か。

事務局： そのとおりである。個人識別符号とそれ以外の個人識別情報が合わさり、個人情報の定義になっているという構造になっている。

岡田会長： 個人識別情報は個人情報なのか。当該個人が特定される、極めて限定的な情報というのは個人識別情報とは言わないのか。

事務局： この法律上、列挙されている健康保険証の番号とか指紋とかそういったものは個人識別符号に当たって、それも個人情報と考えられる。

岡田会長： 全体として個人情報であるが、公開請求に応じて個人情報が公開できるのは、私が言うところの個人識別事項を取り除けば可能であるが、私が勝手に考えている個人識別事項とは違い、個人識別情報と個人識別符号の二つに分ける訳か。

事務局： そのとおりである。

岡田会長： そうすると、個人情報をその二つに分けると、加工して公開することが出来るものについて、いちいち別々に言わないといけない。私みたいな考え方であれば「個人識別事項を除いた個人情報は公開請求に応じて可能だが、個人識別事項は削除されていないものについてはそれは駄目である」と説明するのが簡単だが、個人情報は個人識別符号と個人識別情報という風に二つに分ける訳だ。個人が識別されない、個人に関する情報は何か。

事務局： 情報公開条例上でのプライバシー情報みたいな。

岡田会長： それはプライバシー情報というのか。

- 事務局： プライバシー情報みたいなものは情報公開上の規定はあるが、個人情報保護法や個人情報保護条例上はそういった規定はなく、個人識別出来るという情報が個人情報に当たるとなっていて、その書きぶりが違うのだが。
- 岡田会長： そうすると、法律上きちんとした文言はないが、個人に関する情報の中で、個人識別符号と個人識別情報とがあるのか。個人に関する情報で、個人識別情報にならない個人に関する情報はあるのか。
- 事務局： 情報公開と個人情報で少し違う部分はある。
- 岡田会長： 個人に関する情報、すなわち個人情報というのは、個人識別事項を除いた個人に関する情報だと思っている。だから個人識別事項がある限り、個人情報は開示されない。個人識別事項を取り除けば個人に関する情報であっても個人が特定されないから、公開の請求の対象になると。
- 事務局： 例えば「男女」というのは、名前と結びつけば個人情報に当たるが、名前を消した上でAさんの性別は公開可能ということだ。
- 岡田会長： Aさんが男である、女であるということは、個人に関する情報だ。その代わりAの名前を消してしまえば個人を特定されないから公開の対象になる。要するに条例改正について事務局が取り組んでいるのは国の法律の体制で整合性を持たすためにやっているのだろう。
- 事務局： はい。
- 岡田会長： 法律改正と関連しないのが3番目。
- 事務局： 法律に文言を合わすという意味では法律に合わせた改正になっているが、今回の法改正に伴うものではない。市の独自の改正になる。
- 岡田会長： 今度の改正で2(1)及び(2)について条例改正を考えている。そして第9条の第1項についてもこれを機会に変えたいという趣旨で諮問している訳か。
- 事務局： ご指摘のとおりである。
3番目もこれまで間違っていたということではないが、あまりにも広義で外部提供に当たるもの全て手続を踏んでた訳である。必然的に出さないといけない場合、漏えいのリスクがない場合もしていたということで、効率化の観点からも法律に合わそうということだ。
- 岡田会長： 条例改正についての諮問はどうするか。
- 新野委員： 非識別加工情報について、自治体ごとで悩ませるのは気の毒だから、国で全国自治体共通のものを示してくれるようにしているというのは、何かコンサルタント会社みたいなところに頼んで作らせるのか。
- 事務局： 今国で検討をしており、おそらく研究会から年度中に結論が出る。
- 新野委員： 自治体に対し、全部このようにと示されるのか。
- 事務局： 先ほどの非識別加工情報のことで言うと、機関をひとつ作って、個人が識別できない形に情報のデータを加工する際にはその機関に委託に出して、そこで情報の加工をしてもらうという形が検討されている。あと個人情報保護法の法体系が、個人情報保護法自体は基本理念と民間事業者の取扱いを決めていて、国の取扱いは行政機関個人情報保護法があり、それぞれの自治体の取

扱いはそれぞれの自治体の条例、と各々規定しているので、地方自治体で勝手なルールを作ってしまうと、制度としての整合性が取れないというところもあって、国で今回の改正については改正（案）は示されているので、本市の今回の条例改正はその案に則って行うものである。ただ先ほどの収集制限に関しては市独自の制度になるので、そこは市で判断して改正している。

新野委員： これによって特定の業者や研究機関が儲かるということが起こるのか。

事務局： 非識別加工情報の業務をどこがどう請け負うかは出てくると思うが、民間になるのか国の外郭団体みたいなどころになるかはまだ分からない。

安尾委員： こういうものは国が決めるより前に、民間の企業が技術開発する。技術開発してそれが国、大阪で活用されたらラッキーということだ。

事務局： そうらしくて、単純に我々も簡単にパソコンで名前の行だけ消したらいいのかと思っていましたが、どうもそうではなくて非常に高度な技術がいるらしい。

新野委員： 再確認だが、さっきの9条の文言は、茨木市独自の考えか。

事務局： 今回の法改正に伴うものではないが、国の規定に合わせたものである。

今井委員： 本筋から外れることがあるかもしれないが、国の法律で個人情報保護法というのがあり、個人情報保護体制における各地方公共団体の位置づけとしては、区域の特性に応じて必要な政策を実施するとなっている。地域の特性に応じてというのは、何か特別な決まりがあるのか。離島だからとか、山間部だからとか、人口密度が低いからとかはあるのか。

事務局： 最近よくこの「地域の実情に応じて」という文言が国の資料に入るが、というのはやっぱり地方分権の時代になって、法律で全国一律に規定するのは国としてもよくないということで、地方の実情に応じて要配慮個人情報でも定義の中に地域性を加えてもいいとし、地域の自主性を尊重しているという考えである。茨木市のような場所でこういう規定に基づいて入れることは、今のところ特にないかと思われる。もう一つ言うなら、ご存知のとおり個人情報の関係は条例が法に先行している。後出しで国もなかなか自治体を縛りにくいというところもあって、自主性を置く余地を持たしていると思われる。

岡田会長： さて事務局に質問はないか。他に意見がなければ、主旨が法律との整合性を保つということでもあるし、外部提供についても旧法律との整合性の問題を市が考えていたということなので、進めていいと答申をすることとする。答申書については、会長に一任してもらえるか。

各委員： <異議なし>

岡田会長： それでは本件諮問について応諾の答申をする。

議題3 その他

岡田会長： その他事務局からは何かあるか。

事務局： 現在予定している案件はないので、案件が出たら皆さんにお願いしたい。

岡田会長： 本日予定されていた議題は全て終了したため、本日の個人情報保護運営審議会は閉会とする。

閉会
